

白岡市空家等対策協議会条例及び白岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新	旧
<p>第1条 白岡市空家等対策協議会条例の一部改正 (設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づき、白岡市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2条 白岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等であって、本市の区域に所在するものをいう。</u></p> <p>(4) 所有者等 法第5条に規定する所有者等をいう。 (所有者等の責務)</p> <p>第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適切に管理するとともに、これを積極的に活用するよう努め、及び市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (市の責務)</p> <p>第4条 市は、第1条の目的を達成するため、所有者等による空家等の適切な管理及び活用を促</p>	<p>第1条 白岡市空家等対策協議会条例の一部改正 (設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、白岡市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>第2条 白岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>管理不全空家等 適切な管理が実施されていない空家等であって、本市の区域に所在するもののうち、規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(4) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。 (所有者等の責務)</p> <p>第3条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を適切に管理するとともに、これを積極的に活用するよう努めるものとする。 (市の責務)</p> <p>第4条 市は、第1条の目的を達成するため、所有者等による空家等の適切な管理及び活用を促</p>

参考資料

進ずるために必要な施策を適切に講ずるよう努めなければならない。

(緊急安全措置)

第6条 略

(協力の要請)

第7条 略

(委任)

第8条 略

進ずるために必要な施策を適切に講ずるよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第6条 市長は、管理不全空家等があると認めるときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(緊急安全措置)

第7条 略

(協力の要請)

第8条 略

(委任)

第9条 略